

令和6年2月22日招集

田村市議会 3月定例会提出議案

## 議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて (田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例)	1
承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和 5 年度田村市一般会計補正予算(第 7 号))	11
議案第 1 号	住所表記の統一に伴う関係条例の整理に関する条例	15
議案第 2 号	子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	21
議案第 3 号	あぶくま洞関連施設整備基金条例	33
議案第 4 号	田村市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正 する条例	35
議案第 5 号	田村市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第 6 号	田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第 7 号	田村市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正 する条例	47
議案第 8 号	田村市特別会計条例の一部を改正する条例	51
議案第 9 号	田村市帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例	55
議案第 10 号	田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例	59
議案第 11 号	田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	63
議案第 12 号	田村市幼児預かり保育条例の一部を改正する条例	73
議案第 13 号	田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例	77
議案第 14 号	田村市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例	81
議案第 15 号	田村市介護保険条例の一部を改正する条例	85
議案第 16 号	田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	89
議案第 17 号	田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例	93
議案第 18 号	田村市水道事業給水条例の一部を改正する条例	101
議案第 19 号	令和 5 年度田村市一般会計補正予算(第 8 号)について	105
議案第 20 号	令和 5 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)について	107
議案第 21 号	令和 5 年度田村市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について	109
議案第 22 号	令和 5 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について	111
議案第 23 号	令和 5 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第 4 号)について	113
議案第 24 号	令和 5 年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)について	115
議案第 25 号	令和 5 年度田村市水道事業会計補正予算(第 4 号)について	117
議案第 26 号	令和 5 年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)について	119
議案第 27 号	令和 5 年度田村市病院事業会計補正予算(第 4 号)について	121
議案第 28 号	令和 6 年度田村市一般会計予算について	123
議案第 29 号	令和 6 年度田村市国民健康保険特別会計予算について	125
議案第 30 号	令和 6 年度田村市介護保険特別会計予算について	127
議案第 31 号	令和 6 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	129
議案第 32 号	令和 6 年度田村市診療所事業特別会計予算について	131
議案第 33 号	令和 6 年度田村市水道事業会計予算について	133
議案第 34 号	令和 6 年度田村市公共下水道事業会計予算について	135
議案第 35 号	令和 6 年度田村市病院事業会計予算について	137
議案第 36 号	常葉辺地に係る総合整備計画の変更について	139
議案第 37 号	田村市過疎地域持続的発展計画の変更について	143
議案第 38 号	市道路線の認定について	151
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	153

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事項について別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

専決第1号 田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例



専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

田村市長 白石高司



田村市手数料徴収条例の一部を改正する条例

田村市手数料徴収条例(平成17年田村市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第1号中「抄本」の次に「の交付」を、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の」を「戸籍証明書の」に改め、同表第9号及び第10号を削り、同表第8号を同表第10号とし、同表第7号を同表第9号とし、同表第6号中「(同法第117条において準用する場合を含む。)」を削り、「書類の閲覧手数料」を「届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に改め、同号を同表第8号に改め、同表第5号中「証明又は」を「証明書の交付、」に、「り若しくは」を「次号において同じ。)若しくは」に改め、「証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同表第7号とし、同表第4号を同表第5号とし、同号の次に次のように加える。

<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号</p> <p>1件 700円</p>
---	---

第2条第1項の表第2号を削り、同表第3号を同表第2号とし、同号の次に次のように加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用 識別符号</p> <p>1件 400円</p>
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条</p>	<p>1通 750円</p>

の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	
----------------------------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



田村市手数料徴収条例新旧対照表

資料

新		旧	
(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。		(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。	
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の  _____ 交付手数料	1通 450円  ただし、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。以下同じ)による交付の場合は、1通200円とする。	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本_____又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u> 手数料	1通 450円  ただし、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。以下同じ)による交付の場合は、1通200円とする。
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項  1件 350円	(2) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記載さ</u>	1通 750円
(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料</u> (情報通信技術を活	戸籍電子証明書提供用識別符号		

<p>用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1件 400円</p>	<p>れている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	
<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1通 750円</p>	<p>(3) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明手数料</p>	<p>証明事項 1件 350円</p>
<p>(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料</p>	<p>証明事項 1件 450円</p>	<p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料</p>	<p>証明事項 1件 450円</p>
<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1件 700円</p>	<p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書 の交付手数料</p>	<p>1通 350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p>
		<p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類の閲覧手数料</p>	<p>書類1件 350円</p>
		<p>(7) 身分に関する証明手数料</p>	<p>1件 300円</p>
		<p>(8) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく公簿の閲覧又は写しの交付手数料</p>	<p>世帯の一部又は全部 1件 300円 公簿の閲覧については、1人300円とする。 ただし、多機能端末機又は窓口申請端</p>

<p>籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			<p>末機による交付の場合は、1件 150円とする。</p>
<p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	<p>1通 350円</p> <p>ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。</p>	<p>(9) 削除</p>	
<p>(8) 戸籍法第48条第2項 _____ の _____ の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	<p>書類1件 350円</p>	<p>(10) 削除</p>	
<p>(9) 身分に関する証明手数料</p>	<p>1件 300円</p>	<p>(11) 住民票記載事項に関する証明手数料</p>	<p>1件 300円</p>
<p>(10) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく公簿の閲覧又は写しの交付手数料</p>	<p>世帯の一部又は全部</p> <p>1件 300円</p> <p>公簿の閲覧については、1人 300円とする。</p> <p>ただし、多機能端末機又は窓口申請端末機による交付の場合は、1件 150円とする。</p>	<p>(略)</p>	

(11) 住民票記載事項に関する証明手数料	1件 300円	
(略)		
2～4 (略)	2～4 (略)	

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事項について別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

専決第2号 令和5年度田村市一般会計補正予算(第7号)



専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

田村市長 白石高司





## 議案第1号

### 住所表記の統一に伴う関係条例の整理に関する条例

(田村市行政局設置条例の一部改正)

第1条 田村市行政局設置条例(平成17年田村市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大越行政局の項位置の欄中「田村市大越町上大越字水神宮62番地の1」を「田村市大越町上大越字水神宮62番地1」に改め、同表都路行政局の項位置の欄中「田村市都路町古道字本町33番地の4」を「田村市都路町古道字本町33番地4」に改める。

(田村市ふれあいと秩序の広場条例の一部改正)

第2条 田村市ふれあいと秩序の広場条例(平成17年田村市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表田村市ふれあいと秩序の広場の項位置の欄中「100番地の2」を「100番地2」に、「100番地の3」を「100番地3」に改める。

(田村市税条例の一部改正)

第3条 田村市税条例(平成17年田村市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2特定非営利活動法人田村希望の里福祉会の項主たる事務所の所在地の欄中「田村市船引町大倉字伊後田193番地の1」を「田村市船引町大倉字伊後田193番地1」に改める。

(田村市立学校設置条例の一部改正)

第4条 田村市立学校設置条例(平成17年田村市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表都路中学校の項位置の欄中「田村市都路町古道字北町4番地の6」を「田村市都路町古道字北町4番地6」に改める。

(田村市常葉児童生活センター条例の一部改正)

第5条 田村市常葉児童生活センター条例(平成17年田村市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第2条中「田村市常葉町常葉字館1番地の8」を「田村市常葉町常葉字館1番地8」に改める。

(田村市農村集会施設条例の一部改正)

第6条 田村市農村集会施設条例(平成17年田村市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表第1田村市馬洗戸集会所の項位置の欄中「田村市都路町古道字休場33番地の2」を「田村市都路町古道字休場33番地2」に改め、同表田村市合子集落農事集会所の項位置の欄中「田村市都路町古道字仲ノ前24番地の2」を「田村市都路町古道字仲ノ前24番地2」に改め、同表田村市小滝沢転作推進技術研修センターの項位置の欄中「田村市都路町古道字小滝沢115番地の9」を「田村市都路町古道字小滝沢115番地9」に改め、同表田村市地見城多目的研修集会施設の項位置の欄中「田村市都路町古道字前田27番地の1」を「田村市都路町古道字前田27番地1」に改め、同表田村市持藤田繭集出荷所の項位置の欄中「田村市都路町岩井沢字持藤田8番地の9」を「田村市都路町岩井沢字持藤田8番地9」に改め、同表田村市上岩井沢生活改善センターの項位置の欄中「田村市都路町岩井沢字中ノ内42番地の1」を「田村市都路町岩井沢字中ノ内42番地1」に改め、同表田村市芦沢生活改善センターの項位置の欄中「田村市船引町芦沢字霜田46番地の1」を「田村市船引町芦沢字霜田46番地1」に改め、同表田村市美山林業経営改善センターの項位置の欄中「田村市船引町北鹿又字下且ノ平107番地の1」を「田村市船引町北鹿又字下且ノ平107番地1」に改め、同表田村市瀬川住民センターの項位置の欄中「田村市船引町新館字下459番地の1」を「田村市船引町新館字下459番地1」に改め、同表田村市芦沢農業センターの項位置の欄中「田村市船引町芦沢字霜田39番地の4」を「田村市船引町芦沢字霜田39番地4」に改め

る。

(田村市船引コミュニティプラザ条例の一部改正)

第7条 田村市船引コミュニティプラザ条例(平成17年田村市条例第175号)の一部を次のように改正する。

第2条中「田村市船引町船引字上田中1番地の2」を「田村市船引町船引字上田中1番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

所在地等の表記を統一し、関係条例を整備するため、条例の制定を提案する。

田村市行政局設置条例新旧対照表

資料

新			旧		
(行政局の名称、位置及び所管区域) 第2条 行政局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(行政局の名称、位置及び所管区域) 第2条 行政局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
大越行政局	田村市大越町上大越字水神宮62番地1	大越町の区域	大越行政局	田村市大越町上大越字水神宮62番地の1	大越町の区域
都路行政局	田村市都路町古道字本町33番地4	都路町の区域	都路行政局	田村市都路町古道字本町33番地の4	都路町の区域
(略)			(略)		

田村市ふれあいと秩序の広場条例新旧対照表

資料

新		旧	
(名称及び位置) 第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
田村市ふれあいと秩序の広場	田村市大越町 100番地2 上大越字鷹待田 100番地3	田村市ふれあいと秩序の広場	田村市大越町 100番地の2 上大越字鷹待田 100番地の3

田村市税条例新旧対照表

資料

新		旧	
別表第2(第34条の7第1項第2号関係)		別表第2(第34条の7第1項第2号関係)	
法人名	主たる事務所の所在地	法人名	主たる事務所の所在地
(略)		(略)	
特定非営利活動法人 田村希望の里福祉会	田村市船引町大倉字伊後田193番地1	特定非営利活動法人 田村希望の里福祉会	田村市船引町大倉字伊後田193番地の1
(略)		(略)	

田村市立学校設置条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
都路中学校	<u>田村市都路町古道字北町4番地6</u>	都路中学校	<u>田村市都路町古道字北町4番地の6</u>
(略)		(略)	

田村市常葉児童生活センター条例新旧対照表

資 料

新	旧
(名称及び位置) 第2条 児童生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 田村市常葉児童生活センター 位置 <u>田村市常葉町常葉字館1番地8</u>	(名称及び位置) 第2条 児童生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 田村市常葉児童生活センター 位置 <u>田村市常葉町常葉字館1番地の8</u>

田村市農村集会施設条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
田村市馬洗戸集会所	<u>田村市都路町古道字休場33番地2</u>	田村市馬洗戸集会所	<u>田村市都路町古道字休場33番地の2</u>
(略)		(略)	
田村市合子集落農事集会所	<u>田村市都路町古道字仲ノ前24番地2</u>	田村市合子集落農事集会所	<u>田村市都路町古道字仲ノ前24番地の2</u>
(略)		(略)	

田村市小滝沢転作推進技術研修センター	田村市都路町古道字小滝沢115番地9	田村市小滝沢転作推進技術研修センター	田村市都路町古道字小滝沢115番地の9
田村市地見城多目的研修集会施設	田村市都路町古道字前田27番地1	田村市地見城多目的研修集会施設	田村市都路町古道字前田27番地の1
田村市持藤田蕪集出荷所	田村市都路町岩井沢字持藤田8番地9	田村市持藤田蕪集出荷所	田村市都路町岩井沢字持藤田8番地の9
(略)		(略)	
田村市上岩井沢生活改善センター	田村市都路町岩井沢字中ノ内42番地1	田村市上岩井沢生活改善センター	田村市都路町岩井沢字中ノ内42番地の1
(略)		(略)	
田村市芦沢生活改善センター	田村市船引町芦沢字霜田46番地1	田村市芦沢生活改善センター	田村市船引町芦沢字霜田46番地の1
(略)		(略)	
田村市美山林業経営改善センター	田村市船引町北鹿又字下旦ノ平107番地1	田村市美山林業経営改善センター	田村市船引町北鹿又字下旦ノ平107番地の1
(略)		(略)	
田村市瀬川住民センター	田村市船引町新館字下459番地1	田村市瀬川住民センター	田村市船引町新館字下459番地の1
(略)		(略)	
田村市芦沢農業センター	田村市船引町芦沢字霜田39番地4	田村市芦沢農業センター	田村市船引町芦沢字霜田39番地の4

田村市船引コミュニティプラザ条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 田村市船引コミュニティプラザ</p> <p>位置 田村市船引町船引字上田中1番地2</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 田村市船引コミュニティプラザ</p> <p>位置 田村市船引町船引字上田中1番地の2</p>



## 議案第2号

### 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(田村市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 田村市子ども・子育て会議条例(平成25年田村市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年田村市条例第24号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「教育・保育給付認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第3項中「教育・保育給付認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第36条第3項中「「同号」を「「法第19条第1号」に、「同項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第51条第3項中「とあるのは「利用の申込みに係る」の次に「法」を加え、「保育認定こども」を「保育認定子ども」に改める。

(田村市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する条例の一部改正)

第3条 田村市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する条例(平成26年田村市条例第25号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

### 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、関係条例を整理するため、条例の制定を提案する。





田村市子ども・子育て会議条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、田村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、田村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p>

田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p>

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)あつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)あつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定

保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目に年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項

保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上の教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目に年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項

第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
  - 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、そ

第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定こども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
  - 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、そ

れぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育認定給付子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

#### 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・

れぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは、「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育認定給付子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

#### 第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

#### 第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・

保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付をいう。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保

保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付をいう。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保

護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

田村市子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(保育を必要とする事由)                      第2条 法第19条第2号 _____に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。                      (1)～(10) (略)</p> <p>(認定の申請等)                      第3条 法第20条第1項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)                      (3) 認定を受けようとする法第19条各号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分                      (4) 法第19条第2号 _____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由                      2 (略)                      3 第1項の申請書(法第19条第1号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。)は、特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。)を経由して提出することができる。                      4 第1項の申請書(法第19条第2号 _____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。)は、特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。                      5 (略)</p> <p>(支給認定証に記載する事項)                      第7条 法第20条第4項に規定する支給認定証に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。                      (1)～(3) (略)                      (4) 該当する法第19条各号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分                      (5) 教育・保育給付認定に係る第2条各号に掲げる事由及び保育必要量(法第19条第2号 _____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。)                      (6)・(7) (略)</p> <p>(教育・保育給付認定の有効期間)</p>	<p>(保育を必要とする事由)                      第2条 法第19条第1項第2号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。                      (1)～(10) (略)</p> <p>(認定の申請等)                      第3条 法第20条第1項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市に提出しなければならない。                      (1)・(2) (略)                      (3) 認定を受けようとする法第19条第1項各号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分                      (4) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由                      2 (略)                      3 第1項の申請書(法第19条第1項第1号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。)は、特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。)を経由して提出することができる。                      4 第1項の申請書(法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。)は、特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。                      5 (略)</p> <p>(支給認定証に記載する事項)                      第7条 法第20条第4項に規定する支給認定証に記載する事項は、次の各号に掲げる事項とする。                      (1)～(3) (略)                      (4) 該当する法第19条第1項各号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分                      (5) 教育・保育給付認定に係る第2条各号に掲げる事由及び保育必要量(法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する場合に限る。)                      (6)・(7) (略)</p> <p>(教育・保育給付認定の有効期間)</p>



第9条 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 教育・保育給付認定が効力を生じた日(以下「効力発生日」という。)から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- (2) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- (3) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (4) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (5) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (6) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事業を勘案して市が定める期間
- (7) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間
- (8) 法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間
- (9) 法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (10) 法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子ども

第9条 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 教育・保育給付認定が効力を生じた日(以下「効力発生日」という。)から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- (3) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (5) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (6) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事業を勘案して市が定める期間
- (7) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間
- (8) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。) 効力発生日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間
- (9) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (10) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども

もの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)

- (11) 法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (12) 法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間
- (13) 法第19条第3号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間

(保育を必要とする事由の届出)

第10条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書(当該教育・保育給付認定保護者の小学校就学前子どもが法第19条第2号 \_\_\_\_\_ 及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。)及び第3項に掲げる書類を市に提出しなければならない。ただし、市は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2～4 (略)

(教育・保育給付認定の変更に係る事項)

第11条 法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更に係る事由は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 該当する法第19条各号 \_\_\_\_\_ に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2)～(4) (略)

もの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)

- (11) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間  
ア・イ (略)
- (12) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間
- (13) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(当該小学校就学前子どもの保護者が第2条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。) 第2条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市が定める期間

(保育を必要とする事由の届出)

第10条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書(当該教育・保育給付認定保護者の小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである場合に限る。)及び第3項に掲げる書類を市に提出しなければならない。ただし、市は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2～4 (略)

(教育・保育給付認定の変更に係る事項)

第11条 法第23条第1項に規定する教育・保育給付認定の変更に係る事由は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2)～(4) (略)

## 議案第3号

### あぶくま洞関連施設整備基金条例

#### (設置)

第1条 あぶくま洞関連施設の計画的な整備、修繕、更新等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、あぶくま洞関連施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (施設)

第2条 あぶくま洞関連施設は、次のとおりとする。

- (1) あぶくま洞
- (2) 入水鍾乳洞
- (3) 田村市星の村ふれあい館
- (4) 田村市滝根農産物等処理加工場
- (5) 田村市レストハウス釜山
- (6) 田村市星のビレッジ
- (7) 星の村天文台
- (8) 研修施設「TAKINE浪漫館」
- (9) プラネタリウム館
- (10) その他市長が必要と認める施設

#### (積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

#### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (基金の処分)

第7条 基金は、次の各号に定める事業の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) あぶくま洞関連施設の整備、修繕及び更新事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

あぶくま洞関連施設の計画的な整備、修繕、更新等に必要な経費の財源に充てるための基金を設置し活用するため、条例の制定を提案する。

## 議案第4号

### 田村市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

田村市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年田村市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づき、」を「に基づく」に、「基づく」を「に基づく」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「19条第11号」を「第19条第11号」に、「同様」を「同表」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。



田村市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき<u>個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、<u>同表の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の<u>規定に基づき</u>、<u>個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく</u>特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄</u>に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、<u>同様の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>





## 議案第5号

### 田村市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

田村市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年田村市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「カードをいう。）」の次に「、移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

スマートフォンを利用したスマホ用電子証明書により、多機能端末及び窓口申請端末機から印鑑登録証明書の取得が可能となったことに伴う所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。



田村市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(多機能端末機又は窓口申請端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)</u>を記録した電磁的記録媒体(同項に規定する電磁的記録媒体をいう。)<u>が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)</u>を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(多機能端末機又は窓口申請端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は窓口申請端末機(庁舎内に設置された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付申請を行うことができる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>



議案第6号

田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「514,800円」を「515,600円」に改める。

第16条第2項第2号中「32,400円」を「33,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

福島県人事委員会勧告に準じ、初任給調整手当及び通勤手当を引き上げるため、条例の改正を提案する。



田村市職員の給与に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係る者にあつては、市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>515,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>33,400円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係る者にあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係る者にあつては、市長が規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>514,800円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、<u>32,400円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>





## 議案第7号

### 田村市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

田村市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例(令和元年田村市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第18条ただし書中「その他」を「その他の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例適用職員の例による額を超えない範囲内で市長が規則で定める額を支給するものとする。ただし、任期の定めが6月未満の者その他の規則で定める者にあつては、勤勉手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、条例の改正を提案する。



田村市会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、初任給調整手当、通勤手当、<u>特勤手当(田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号。以下「給与条例」という。)</u>第18条の2の規定による手当を含む。)、<u>超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第2号会計年度任用職員の給料の支給等)</p> <p>第17条 第2号会計年度任用職員の給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出並びに第2条の手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。この場合において、給与条例中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは、「<u>当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとするほか、その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 会計年度任用職員の期末手当については、給与条例適用職員の例による額を超えない範囲内で市長が規則で定める額を支給するものとする。ただし、任期の定めが6月未満の者<u>その他の規則で定める者</u>にあっては、期末手当は支給しない。</p> <p>(<u>会計年度任用職員の勤勉手当</u>)</p> <p>第18条の2 <u>会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例適用職員の例による額を超えない範囲内で市長が規則で定める額を支給するものとする。ただし、任期の定めが6月未満の者その他の規則で定める者については、勤勉手当は支給しない。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>とし、同項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、初任給調整手当、通勤手当、<u>特勤手当(田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号。以下「給与条例」という。)</u>第18条の2の規定による手当を含む。)、<u>超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当</u>とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第2号会計年度任用職員の給料の支給等)</p> <p>第17条 第2号会計年度任用職員の給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務1時間当たりの給与額の算出並びに第2条の手当(期末手当<u>を</u>除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。この場合において、給与条例中「<u>正規の勤務時間</u>」とあるのは、「<u>当該第2号会計年度任用職員について定められた勤務時間</u>」と読み替えるものとするほか、その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第18条 会計年度任用職員の期末手当については、給与条例適用職員の例による額を超えない範囲内で市長が規則で定める額を支給するものとする。ただし、任期の定めが6月未満の者<u>その他</u>規則で定める者にあっては、期末手当は支給しない。</p>



## 議案第8号

### 田村市特別会計条例の一部を改正する条例

田村市特別会計条例(平成17年田村市条例第52号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「次の特別会計」を「田村市診療所事業特別会計」に改め、同条各号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の田村市滝根町観光事業特別会計に係る未収入及び未支出の整理並びに決算については、なお従前の例による。

(田村市滝根町観光事業特別会計財政調整基金条例及び田村市観光施設あつ旋手数料交付条例の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 田村市滝根町観光事業特別会計財政調整基金条例(平成17年田村市条例第80号)

(2) 田村市観光施設あつ旋手数料交付条例(平成17年田村市条例第174号)

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

滝根観光施設指定管理制度が料金收受代行制から利用料金制に変更となり、田村市滝根町観光事業特別会計において特定の歳入をもって特定の歳出に充てることができなくなったことに伴い、特別会計を廃止するため、条例の改正を提案する。



田村市特別会計条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため<u>田村市診療所事業特別会計</u>を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、当該事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため<u>次の特別会計</u> _____を設置する。 (1) <u>田村市滝根町観光事業特別会計</u> (2) <u>田村市診療所事業特別会計</u></p>





議案第9号

田村市帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例

田村市帰還環境整備交付金基金条例(平成27年田村市条例第26号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

田村市帰還・移住等環境整備交付金基金条例

第1条中「帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等」に、「田村市帰還環境整備交付金基金」を「田村市帰還・移住等環境整備交付金基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。



田村市帰還環境整備交付金基金条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>田村市帰還・移住等環境整備交付金基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第34条第1項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、<u>田村市帰還・移住等環境整備交付金基金</u>(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>田村市帰還環境整備交付金基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第34条第1項に規定する帰還環境整備交付金事業等__に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、<u>田村市帰還環境整備交付金基金</u>_____(以下「基金」という。)を設置する。</p>



議案第10号

田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例

田村市立幼稚園条例(平成17年田村市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表田村市立瀬川幼稚園の項、田村市立芦沢幼稚園の項、田村市立緑幼稚園の項及び田村市立要田幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

休園となっていた瀬川幼稚園、芦沢幼稚園、緑幼稚園及び要田幼稚園を閉園とするため、条例の改正を提案する。



田村市立幼稚園条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
田村市立常葉幼稚園	田村市常葉町西向字屋形94番地	田村市立常葉幼稚園	田村市常葉町西向字屋形94番地
田村市立船引南幼稚園	田村市船引町堀越字丸森2番地	<u>田村市立瀨川幼稚園</u>	<u>田村市船引町新館字軽井沢746番地</u>
		田村市立船引南幼稚園	田村市船引町堀越字丸森2番地
		<u>田村市立芦沢幼稚園</u>	<u>田村市船引町芦沢字大越293番地</u>
		<u>田村市立緑幼稚園</u>	<u>田村市船引町上移字根岸10番地</u>
		<u>田村市立要田幼稚園</u>	<u>田村市船引町要田字要田15番地</u>





## 議案第11号

### 田村市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

田村市奨学資金貸与条例(平成17年田村市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「優れ、身体が強健である者」を「優れている者」に改める。

第3条第2項中「単位をとし」を「単位とし」に改める。

第5条第2項中「2人の」を削り、「連署」を「署名」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人は保護者又は市内に居住する成年者で独立の生計を営み、資金の返還の責めを負うことができるものとする。

第5条第2項第1号を削り、第3項第3号を削り、同項第4号中「保護者及び」を削り、同号を同項第3号とする。

第7条第1項中「様式第3号)を」の次に「教育委員会に」を加え、同条第2項中「連署」を「署名」に改め、同項ただし書中「保護者又は」を削り、同条第3項中「戸籍謄本及び奨学資金借用証書を添えて」を「死亡の事実が確認できる書類を」に、「届け出なければならない。」を「提出しなければならない。」に改め、同条第5項中「第5条第3項」を「第5条第3項第3号」に改め、「必要な」を削る。

第8条中「(以下「休日」という。)又は日曜日に当たるときは、その日以前において最も近い休日又は日曜日でない日」を「、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い休日等でない日とする。」に改める。

第11条中「様式第4号)を」の次に「教育委員会に」を加える。

第12条第2項及び第3項中「願出」を「願い出」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、「書類を」の次に「教育委員会に」を加え、「教育委員会の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 奨学生であった者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、本人からの申請により、当該年度の返還額に次の各号の割合を乗じた額を免除することができる。ただし、免除することができる額の総額は、貸与総額の10分の1の額を限度とする。

- (1) 減免を受けようとする年度において、市内に住所を有する者 100分の25
- (2) 減免を受けようとする年度において、市内事業所等に就業している者 100分の25
- (3) 前各号のいずれにも該当する者 100分の50

様式第1号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

別紙 奨学生願書
----------

様式第3号(第7条関係)

別紙 誓約書
--------

様式第4号(第11条関係)

別紙 奨学資金借用証書
-------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

奨学資金の利活用とともに、市内への定住と市内事業所等の雇用促進を図るため、条例の改正を提案する。

			決定番号	
奨学生願書			学校長印	
氏名		生年月日	年	月 日
ふりがな		満年齢	年	箇月
現住所				
本籍地				
借受金額	月額	円	一時金	円
借受期間 (月額支給のみ)	年 月 日から		年 月 日まで	
入学志望学校名				
連帯保証人	氏名		生年月日	続柄
	本籍地			
	現住所			
参考事項	奨学資金の貸与を希望する理由			
<p>上記により奨学資金を貸し付けてくださるようお願いします。</p> <p>年 月 日</p> <p>田村市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">本 人 連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">(自署)</p>				

誓 約 書

私は、田村市奨学生として田村市奨学資金貸与条例に従い、奨学生としての本分を尽くすことを誓約します。

年 月 日

本 人 本 籍  
住 所  
氏 名

連帯保証人 本 籍  
住 所  
氏 名

(自署)

田村市長様

奨学資金借用証書

年 月 日

田村市教育委員会 様

借 受 人 ⑩

連帯保証人 ⑩

円

田村市奨学資金貸与条例に基づき、上記金額の奨学資金を借り受けました。この奨学資金は、下記奨学資金返還明細書に記載するところに従い、確実に返還いたします。

なお、公募等確認のため、住民情報、税情報等の個人情報を調査することについて同意します。

奨学資金返還明細書							
決定番号		借受人 氏 名		生年 月 日		学校名	
返 還 金 総 額	円			月 額	円		
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで			備考			
借 受 人	本籍地			就職先・入学志望校	名 称		
	現住所				所在地		
	連絡先						
連 帯 保 証 人	氏 名			生 年 月 日			
	本 籍 地						
	現 住 所 (連絡先)	( )					
	借 受 人 との 関 係		職 業		年 収		



田村市奨学資金貸与条例新旧対照表

資料

新	旧
<p>(貸与を受ける者の資格)</p> <p>第2条 奨学資金(以下「資金」という。)は、次に掲げる要件を備える者に対して貸与する。</p> <p>(1) 高等学校(福島県内に所在するものに限る。)、専修学校及び各種学校、高等専門学校又は大学(以下「高等学校等」という。)に在学し、又は入学予定であり、品行が正しく学術に<u>優れている者</u></p> <p>—</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(貸与資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 月額に貸与する額は、5,000円を<u>単位とし</u>、一時金は、5万円を単位として申請者の希望に応じ貸与するものとする。ただし、1月に貸与する額は、貸与中においては変更を認めないものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(出願の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 奨学生願書には、<u>連帯保証人が署名しなければならない。この場合において、連帯保証人は保護者又は市内に居住する成年者で独立の生計を営み、資金の返還の責めを負うことができるものとする。</u></p> <p>3 奨学生願書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>連帯保証人の所得証明及び納税証明</u></p> <p>(奨学生の手続)</p> <p>第7条 奨学生に決定した者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>連帯保証人が署名し、本人又は在学学校長を経て、速やかに届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、</u><u>連帯保証人から届け出るものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、<u>死亡の事実が確認できる書類を</u><u>速やかに提出しなければ</u></p>	<p>(貸与を受ける者の資格)</p> <p>第2条 奨学資金(以下「資金」という。)は、次に掲げる要件を備える者に対して貸与する。</p> <p>(1) 高等学校(福島県内に所在するものに限る。)、専修学校及び各種学校、高等専門学校又は大学(以下「高等学校等」という。)に在学し、又は入学予定であり、品行が正しく学術に<u>優れ、身体が強健である者</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(貸与資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 月額に貸与する額は、5,000円を<u>単位を</u>とし、一時金は、5万円を単位として申請者の希望に応じ貸与するものとする。ただし、1月に貸与する額は、貸与中においては変更を認めないものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(出願の手続)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 奨学生願書には、<u>2人の連帯保証人が連署しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 連帯保証人のうち1人は、保護者又はこれに代わる者とし、他の1人は、田村市に居住する成年者であって、独立の生計を営み、かつ、資金の返還の責めを負うことができる資力を有するものでなければならない。</u></p> <p>3 奨学生願書には、次の書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>医師の健康診断書</u></p> <p>(4) <u>保護者及び連帯保証人の所得証明及び納税証明</u></p> <p>(奨学生の手続)</p> <p>第7条 奨学生に決定した者は、連帯保証人と連署の上、速やかに誓約書(様式第3号)を<u>提出しなければならない。</u></p> <p>2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>連帯保証人が連署し、本人又は在学学校長を経て、速やかに届け出なければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、</u><u>保護者又は連帯保証人から届け出るものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は、<u>戸籍謄本及び奨学資金借用証書を添えて速やかに届け出なければ</u></p>

ならない。

4 (略)

5 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするときは、その理由を記載した書類及び第5条第3項第3号に規定する\_\_\_\_書類を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(奨学資金の交付)

第8条 奨学資金は、毎月20日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日とする。)に保護者を経て本人に交付する。

(借用証書)

第11条 奨学生が卒業し、又は前条第3項各号のいずれかに該当したときは、速やかに連帯保証人と連署して、奨学資金借用証書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

(返還猶予及び免除)

第12条 (略)

2 災害、疾病等その他正当な事由のために資金の返還が困難と認められるときは、願い出により相当の期間その返還を猶予することができる。

3 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願い出により、資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 奨学生であった者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、本人からの申請により、当該年度の返還額に次の各号の割合を乗じた額を免除することができる。ただし、免除することができる額の総額は、貸与総額の10分の1の額を限度とする。

(1) 減免を受けようとする年度において、市内に住所を有する者 100分の25

(2) 減免を受けようとする年度において、市内事業所等に就業している者 100分の25

(3) 前各号のいずれにも該当する者 100分の50

5 前4項の規定により、資金の返還猶予及び免除を受けようとする者は、当該規定に該当するに至った日後、速やかに当該規定に該当することを証するに足りる書類を教育委員会に提出し、\_\_\_\_\_承認を受けなければならない。

ならない。

4 (略)

5 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするときは、その理由を記載した書類及び第5条第3項\_\_\_\_に規定する必要な書類を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(奨学資金の交付)

第8条 奨学資金は、毎月20日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))又は日曜日に当たるときは、その日以前において最も近い休日又は日曜日でない日\_\_\_\_\_)に保護者を経て本人に交付する。

(借用証書)

第11条 奨学生が卒業し、又は前条第3項各号のいずれかに該当したときは、速やかに連帯保証人と連署して、奨学資金借用証書(様式第4号)を\_\_\_\_\_提出しなければならない。

(返還猶予及び免除)

第12条 (略)

2 災害、疾病等その他正当な事由のために資金の返還が困難と認められるときは、願出により相当の期間その返還を猶予することができる。

3 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又は遺族からの願出により、資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

4 前3項の規定により、資金の返還猶予及び免除を受けようとする者は、当該規定に該当するに至った日後、速やかに当該規定に該当することを証するに足りる書類を\_\_\_\_\_提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。



新	旧
様式第1号(第5条関係)	
決定番号	決定番号
奨学生願書 学校長印	奨学生願書 学校長印
氏名	氏名
生年月日	生年月日
年 月 日	年 月 日
ふりがな	ふりがな
満年齢	満年齢
年 箇月	年 箇月
現住所	現住所
本籍地	本籍地
借受金額 月額 円 一時金 円	借受金額 月額 円 一時金 円
借受期間 (月額支給のみ) 年 月 日から 年 月 日まで	借受期間 (月額支給のみ) 年 月 日から 年 月 日まで
入学志望学校名	入学志望学校名
連帯保証人 氏名	連帯保証人 氏名
生年月日	生年月日
続柄	続柄
本籍地	本籍地
現住所	現住所
参考事項 奨学資金の貸与を希望する理由	参考事項 奨学資金の貸与を希望する理由
上記により奨学資金を貸し付けてくださるようお願いいたします。	上記により奨学資金を貸し付けてくださるようお願いいたします。
年 月 日	年 月 日
田村市教育委員会 様	田村市教育委員会 様
本人 連帯保証人 (自署)	本人 連帯保証人 連帯保証人 (自署又は記名押印)
様式第3号(第7条関係)	
誓 約 書	誓 約 書
私は、田村市奨学生として田村市奨学資金貸与条例に従い、奨学生としての本分を尽くすことを誓約します。	私は、田村市奨学生として田村市奨学資金貸与条例に従い、奨学生としての本分を尽くすことを誓約します。
年 月 日	年 月 日
本人 本籍 住所 氏名	本人 本籍 住所 氏名
連帯保証人 本籍 住所 氏名	連帯保証人 本籍 住所 氏名
(自署)	(自署又は記名押印)
田村市長様	田村市長様

様式第4号(第11条関係)

奨学資金借用証書

年 月 日

田村市教育委員会 様

借 受 人 印

連帯保証人 印

円

田村市奨学資金貸与条例に基づき、上記金額の奨学資金を借り受けました。この奨学資金は、下記奨学資金返還明細書に記載するところに従い、確実に返還いたします。

なお、公募等確認のため、住民情報、税情報等の個人情報进行调查することについて同意します。

奨学資金返還明細書										
決定番号	借受人氏名		生年月日	学校名						
返還金額	円		月額	円						
返還期間	年 月 日から		備考							
借受人	本籍地	就職先・入学志望校		名称		所在地				
	現住所			所在地						
	連絡先			所在地						
連帯保証人	氏名		生年月日							
	本籍地									
	現住所(連絡先)		( )							
	借受人との関係		職業	年 収						

様式第4号(第11条関係)

(表)

奨学資金借用証書

年 月 日

田村市教育委員会 様

借 受 人 印

連帯保証人 印

連帯保証人 印

円

田村市奨学資金貸与条例に基づき、上記金額の奨学資金を借り受けました。この奨学資金は、裏面記載の奨学資金返還明細書に記載するところに従い、確実に返還いたします。

(裏)

奨学資金返還明細書									
決定番号	借受人氏名		生年月日	学校名					
返還金額	円		月額	円					
返還期間	年 月 日から		備考						
借受人	本籍地現住所連絡場所		入学志望校		校名所在地				
	氏名		生年月日						
連帯保証人	本籍地								
	現住所								
	借受人との関係		職業	年 収					
連帯保証人	氏名		生年月日						
	本籍地								
	現住所								
	借受人との関係		職業	年 収					

議案第12号

田村市幼児預かり保育条例の一部を改正する条例

田村市幼児預かり保育条例(平成18年田村市条例第5号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

緑幼稚園の閉園に伴い、預かり保育実施場所から削るため、条例の改正を提案する。



田村市幼児預かり保育条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(保育場所)                      第2条 預かり保育の実施場所は次のとおりとする。                      (1)～(4) (略)    <u>(5)</u> (略)                      2 (略)</p>	<p>(保育場所)                      第2条 預かり保育の実施場所は次のとおりとする。                      (1)～(4) (略)  <u>(5) 田村市立緑幼稚園</u>  <u>(6)</u> (略)                      2 (略)</p>



議案第13号

田村市児童遊び場条例の一部を改正する条例

田村市児童遊び場条例(平成17年田村市条例第115号)の一部を次のように改正する。  
別表明部澁わんぱく広場の項、求中わんぱく広場の項及び原わんぱく広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

児童遊び場として機能していない広場と住宅公園として管理を行っている広場を条例から削るため、条例の改正を提案する。





田村市児童遊び場条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
曲田わんぱく 広場	〃 上大越字曲田331番地2	曲田わんぱく 広場	〃 上大越字曲田331番地2
		<u>明部渕わんぱ く広場</u>	〃 <u>上大越字三斗蒔66番地1</u>
		<u>求中わんぱく 広場</u>	〃 <u>上大越字求中94番地</u>
		<u>原わんぱく広 場</u>	〃 <u>下大越字塚野町82番地1</u>



## 議案第14号

### 田村市子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例

田村市子育て支援センター設置条例(平成20年田村市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号及び第3号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2に規定するこども家庭センターの業務に関すること。

第3条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

児童福祉法の改正により、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づくこども家庭総合支援拠点「こども家庭センター」として一体化されることに伴い、こども家庭センターの業務を子育て支援センターに担わせるため、条例の改正を提案する。



田村市子育て支援センター設置条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(事業内容)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2に規定するこども家庭センターの業務に関すること。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(事業内容)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) 子育て等に関する相談、援助の実施に関すること。</u></p> <p><u>(3) 地域の子育て関連情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>



## 議案第15号

### 田村市介護保険条例の一部を改正する条例

田村市介護保険条例(平成17年田村市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「36,000円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「49,680円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,600円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,600円」を「20,520円」に、「36,000円」を「34,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,600円」を「20,520円」に、「50,400円」を「49,320円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の田村市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

#### 提案理由

第9期田村市介護保険事業計画に基づく、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を適用させるため、条例の改正を提案する。





田村市介護保険条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,760円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>49,320円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,680円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当するものの<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,920円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>49,320円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当するものの<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。</u>この場合において、第2項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>



議案第16号

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年田村市条例第136号)の一部を次のように改正する。

別表中「

粗大ごみ(市指定ごみ袋を用いることができないもの、かつ、特定家庭用機器以外のもの)	10kgにつき 100円
---	--------------

」を

粗大ごみ(市指定ごみ袋を用いることができないもの、かつ、特定家庭用機器以外のもの)	直接搬入する場合	10kgにつき 100円
	市が収集運搬する場合	三辺の長さの合計が2m以下のもの 750円
		三辺の長さの合計が2mを超えるもの 1,500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

自ら粗大ごみを処理することができない市民の負担軽減を目的に、新たに粗大ごみの戸別収集を実施するため、条例の改正を提案する。



田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

資 料

新			旧			
別表(第19条関係)			別表(第19条関係)			
区分		金額	区分		金額	
日常生活に伴って生じた廃棄物	可燃物に係るもの	市指定ごみ袋(大型)1枚につき 33円	可燃物に係るもの	市指定ごみ袋(大型)1枚につき 33円	市指定ごみ袋(大型)1枚につき 33円	
		市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円		市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円		市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円
		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円
	不燃物に係るもの	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円	不燃物に係るもの	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 25円	
		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円		市指定ごみ袋(小型)1枚につき 17円
	缶類、ビン類に係るもの	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 19円	缶類、ビン類に係るもの	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 19円	市指定ごみ袋(中型)1枚につき 19円	
	プラスチック、ペットボトルに係るもの	市指定ごみ袋(特大型)1枚につき 25円	プラスチック、ペットボトルに係るもの	市指定ごみ袋(特大型)1枚につき 25円	市指定ごみ袋(特大型)1枚につき 25円	
		市指定ごみ袋(大型)1枚につき 20円		市指定ごみ袋(大型)1枚につき 20円		市指定ごみ袋(大型)1枚につき 20円
	市指定ごみ袋を用いていないもの	10kgにつき 50円	市指定ごみ袋を用いていないもの	10kgにつき 50円	10kgにつき 50円	
	粗大ごみ(市指定ごみ袋を用いることができないもの、かつ、特定家庭用機器以外のもの)	直接搬入する場合	10kgにつき 100円	粗大ごみ(市指定ごみ袋を用いることができないもの、かつ、特定家庭用機器以外のもの)	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円
市が収集運搬する場合		三辺の長さの合計が2m以下のもの 750円	草木類		10kgにつき 50円	
		三辺の長さの合計が2mを超えるもの 1,500円	特定家庭用機器	1個につき 1,300円		
草木類	10kgにつき 50円					
特定家庭用機器	1個につき 1,300円					
(略)			(略)			



## 議案第17号

### 田村市船引総合利用自然林条例の一部を改正する条例

田村市船引総合利用自然林条例(平成17年田村市条例第160号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 田村市片曾根山森林公園条例

第1条中「総合利用自然林」を「森林公園」に改める。

第2条中「総合利用自然林の」を「森林公園の」に、「田村市船引総合利用自然林」を「田村市片曾根山森林公園」に、「田村市船引町船引字石田148番地の1」を「田村市船引町船引字四城内前196番地2」に改める。

第3条中「田村市船引総合利用自然林(以下「自然林」という。)」を「田村市片曾根山森林公園(以下「森林公園」という。)」に改め、同条第1号中「自然林」を「森林公園」に改める。

第4条、第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項ただし書中「自然林」を「森林公園」に改める。

第8条中「自然林」を「森林公園」に、「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

別紙 田村市片曾根山森林公園使用料
-------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

#### 提案理由

名称を市民に馴染みのある「森林公園」に改めるとともに、施設使用料の見直し及び屋外シャワー室の設置に伴う所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。





田村市片曾根山森林公園使用料

施設の種類	単位	使用料	
キャンプ場	1張	基本料金	日帰りにつき 500円
			1泊につき 1,000円
		人数分	中学生以上1人につき 500円
			小学生1人につき 300円
バンガロー(Aタイプ)	1棟	日帰りにつき 4,000円	
		1泊につき 7,000円	
バンガロー(Bタイプ) ※ペットについては、利用可能な棟に限る。	1棟	日帰りにつき 3,000円	
		1泊につき 6,000円	
	ペット1匹	日帰りにつき 500円	
		1泊につき 1,000円	
炊事場	1回	基本料金	日帰りにつき 500円
			1泊につき 1,000円
		人数分	1～5名 500円
			6～10名 1,000円
			11～30名 3,000円
			31～50名 5,000円
			51名以上 10,000円
野外かまど	1基	日帰りにつき 500円	
		1泊につき 1,000円	
屋外シャワー室	1回	5分につき 100円	



田村市船引総合利用自然林条例新旧対照表

資料

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>田村市片曾根山森林公園条例</u></p> <p>(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の自然愛護思想の高揚と健康の増進を図るため、<u>森林公園</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>森林公園</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>田村市片曾根山森林公園</u> 位置 <u>田村市船引町船引字四城内前196番地2</u></p> <p>(業務) 第3条 <u>田村市片曾根山森林公園</u>(以下「<u>森林公園</u>」という。)において行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>森林公園</u>の施設及び設置の利用に関すること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(使用の承認) 第4条 <u>森林公園</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の承認をする場合において、<u>森林公園</u>の管理上必要な条件を付することができる。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>森林公園</u>の使用を承認しない。 (1) その使用が<u>森林公園</u>の設置の目的に反するとき。 (2)～(4) (略) (5) その他<u>森林公園</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用承認の取消し等) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は<u>森林公園</u>の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。 (1)～(5) (略) 2 (略)</p> <p>(使用料) 第6条 <u>森林公園</u>の施設及び備付用具等を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、災害その他特別の事情により<u>森林公園</u>の使用が不能になった場合にお</p>	<p style="text-align: center;"><u>田村市船引総合利用自然林条例</u></p> <p>(設置) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、市民の自然愛護思想の高揚と健康の増進を図るため、<u>総合利用自然林</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 <u>総合利用自然林</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>田村市船引総合利用自然林</u> 位置 <u>田村市船引町船引字石田148番地の1</u></p> <p>(業務) 第3条 <u>田村市船引総合利用自然林</u>(以下「<u>自然林</u>」という。)において行う業務は、次のとおりとする。 (1) <u>自然林</u>の施設及び設置の利用に関すること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(使用の承認) 第4条 <u>自然林</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、前項の承認をする場合において、<u>自然林</u>の管理上必要な条件を付することができる。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>自然林</u>の使用を承認しない。 (1) その使用が<u>自然林</u>の設置の目的に反するとき。 (2)～(4) (略) (5) その他<u>自然林</u>の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用承認の取消し等) 第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は<u>自然林</u>の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。 (1)～(5) (略) 2 (略)</p> <p>(使用料) 第6条 <u>自然林</u>の施設及び備付用具等を使用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、災害その他特別の事情により<u>自然林</u>の使用が不能になった場合にお</p>

いては、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第8条 故意又は重大な過失により森林公園の施設、設備、備品等を滅失し、毀損し、又は汚損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第6条関係)

田村市片曾根山森林公園使用料

施設の種類	単位	使用料		
キャンプ場	1張	基本料金	日帰りにつき	500円
			1泊につき	1,000円
		人数分	中学生以上1人につき	500円
			小学生1人につき	300円
バンガロー(Aタイプ)	1棟	日帰りにつき	4,000円	
		1泊につき	7,000円	
バンガロー(Bタイプ) ※ペットについては、利用可能な棟に限る。	1棟	日帰りにつき	3,000円	
		1泊につき	6,000円	
	ペット1匹	日帰りにつき	500円	
		1泊につき	1,000円	
炊事場	1回	基本料金	日帰りにつき	500円
			1泊につき	1,000円
		人数分	1~5名	500円
			6~10名	1,000円

いては、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第8条 故意又は重大な過失により自然林の施設、設備、備品等を滅失し、き損し、又は汚損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第6条関係)

田村市船引総合利用自然林使用料

施設の種類	単位	使用料	
キャンプ場	1区画	1回につき	500円
バンガロー(便所付)	1棟	日帰りにつき	3,000円
		1泊につき	4,500円
バンガロー(便所なし)	1棟	日帰りにつき	2,500円
		1泊につき	4,000円
テント持込	1張	1泊につき	300円
炊事場	1回	10人単位 1回につき	500円
野外かまど	1基	1回につき	500円

			円
		11～30名	3,000 円
		31～50名	5,000 円
		51名以上	10,000 円
野外かまど	1基	日帰りにつき	500円
		1泊につき	1,000 円
屋外シャワー室	1回	5分につき	100円



議案第18号

田村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

田村市水道事業給水条例(平成17年田村市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第33条第2項ただし書及び第37条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管され、水道法が一部改正されることに伴う所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。





田村市水道事業給水条例新旧対照表

資 料

新	旧
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、増設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>
<p>(過料)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(過料)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>



議案第19号

令和5年度田村市一般会計補正予算(第8号)について

令和5年度田村市一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司



議案第20号

令和5年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について

令和5年度田村市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司



議案第 2 1 号

令和 5 年度田村市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度田村市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

田村市長 白 石 高 司





議案第 22 号

令和 5 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について

令和 5 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 23 号

令和 5 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 24 号

令和 5 年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 25 号

令和 5 年度田村市水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度田村市水道事業会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司





議案第26号

令和5年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について

令和5年度田村市公共下水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司



議案第 27 号

令和 5 年度田村市病院事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度田村市病院事業会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 28 号

令和 6 年度田村市一般会計予算について

令和 6 年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 29 号

令和 6 年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和 6 年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司





議案第30号

令和6年度田村市介護保険特別会計予算について

令和6年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 31 号

令和 6 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 6 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 3 2 号

令和 6 年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和 6 年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提出

田村市長 白 石 高 司



議案第 33 号

令和 6 年度田村市水道事業会計予算について

令和 6 年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司





議案第34号

令和6年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和6年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司



議案第 35 号

令和 6 年度田村市病院事業会計予算について

令和 6 年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



議案第 36 号

常葉辺地に係る総合整備計画の変更について

常葉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

田村市長 白石 高 司



変更後						
(単位：千円)						
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3～7年度】 ○ムシムシランド施設整備	田村市	235,000		235,000	235,000	
桧山高原観光地化事業 【令和7年度】 ○桧山高原観光開発施設整備	田村市	30,000		30,000	30,000	
_____	_____	_____		_____	_____	
_____	_____	_____		_____	_____	
_____	_____	_____		_____	_____	
合 計		265,000	0	265,000	265,000	

変更前						
(単位：千円)						
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○カプトムシドーム設計委託業務	田村市	1,900		1,900	1,900	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○昆虫館整備実施設計委託業務	田村市	2,900		2,900	2,900	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4～5年度】 ○カプトムシドーム・昆虫館移設工事 及び施工管理委託業務	田村市	147,400		147,400	147,400	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和5年度】 ○プレーパーク整備、 ポニーの家改修、キャンプ場整備	田村市	2,800		2,800	2,800	
桧山高原観光地化事業 【令和5年度～7年度】 ○桧山高原観光開発施設整備	田村市	110,000		110,000	110,000	
合 計		265,000	0	265,000	265,000	





議案第37号

田村市過疎地域持続的発展計画の変更について

田村市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司



変更後	変更前
<p>目次</p> <p>1 基本的な事項</p> <p>(2)人口及び産業の推移と動向</p> <p>    イ 産業の推移と動向</p> <p>表 1-1(3) <u>田村市の産業別人口の推移</u> (国勢調査)</p> <p>(3) <u>市町村行財政の状況</u></p> <p>    イ 財政の状況</p> <p>表 1-2(1) <u>市町村行財政の状況</u></p> <p>    ウ 施設整備状況</p> <p>表 1-2(2) <u>田村市の主要公共施設等の整備状況</u></p> <p>12 再生可能エネルギーの利用の<u>推進</u></p> <p>1 基本的な事項</p> <p>(1)田村市の概況</p> <p>    ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>        【社会的、経済的諸条件】</p> <p>        市内の公共交通網は、JR磐越東線（6 駅）を中心に、路線バス 7 路線、乗合型デマンドタクシー_____、隣接の三春町が本市の西部の一部区間を運行する市町村生活バス 3 路線がありますが、路線バスは利用が低迷して<u>います</u>。</p> <hr/> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>    ア 人口の推移と動向</p> <p>        また、65 歳以上は 214.4%の増加を示し、その人口比率は、昭和 35 年の <u>6.8%</u>から令和 2 年には 35.9%と高齢化が急速に進んでいます。</p> <p>        一方、若年層（15 歳から 29 歳）の比率は昭和 35 年の 20.2%から令和 2 年には <u>11.3%</u>まで減少しています。</p>	<p>目次</p> <p>1 基本的な事項</p> <p>(2)人口及び産業の推移と動向</p> <p>    イ 産業の推移と動向</p> <p>表 1-1(3) _____産業別人口の<u>動向</u> (国勢調査)</p> <p>(3) 市____<u>行財政の状況</u></p> <p>    イ 財政の状況</p> <p>表 1-2(1) _____<u>行財政の状況</u></p> <p>    ウ 施設整備状況</p> <p>表 1-2(2) _____<u>主要公共施設等の整備状況</u></p> <p>12 再生可能エネルギーの利用の<u>促進</u></p> <p>1 基本的な事項</p> <p>(1)田村市の概況</p> <p>    ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要</p> <p>        【社会的、経済的諸条件】</p> <p>        市内の公共交通網は、JR磐越東線（6 駅）を中心に、路線バス 7 路線、乗合型デマンドタクシー<u>4</u>系統、隣接の三春町が本市の西部の一部区間を運行する市町村生活バス 3 路線がありますが、路線バスは利用が低迷し、<u>乗合型デマンドタクシーは、利便性向上に向けた運行体制等の見直しが必要となっています</u>。</p> <hr/> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>    ア 人口の推移と動向</p> <p>        また、65 歳以上は 214.4%の増加を示し、その人口比率は、昭和 35 年の <u>7.0%</u>から令和 2 年には 35.9%と高齢化が急速に進んでいます。</p> <p>        一方、若年層（15 歳から 29 歳）の比率は昭和 35 年の 20.2%から令和 2 年には <u>11.2%</u>まで減少しています。</p>

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	人	%	人	%	
	59,186	38,503	△11.0	35,169	△8.7	
0歳～14歳	23,372	4,312	△30.6	3,630	△15.8	
15歳～64歳	31,796	22,178	△13.0	18,906	△14.8	
うち15歳～29歳						
(a)	11,966	4,911	△26.9	3,957	△19.4	
65歳以上						
(b)	4,018	12,013	4.2	12,633	5.2	
(a)/総数 若年者比率	%	%	-	%	-	
	20.2	12.8		11.3		
(b)/総数 高齢者比率	%	%	-	%	-	
	6.8	31.2		35.9		

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

上記方針は、第 1 次総合計画（後期基本計画）の基本目標に掲げる「6. 行財政改革の推進」における施策「既存公共施設の利用状況や必要性の精査を行い、財政状況や市民のニーズに応じた統廃合や用途変更などを進める」と適合します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住

しかしながら、令和元年は 356 人、令和 2 年は 240 人の転出超過となり、今後この地域創生総合戦略の着実な実行が必要であるとともに、ポストコロナによる新たな生活様式・働き方など、社会のニーズ及び潮流を的確に捉えた対策が重要となります。

② 地域間交流の促進

近隣地域との交流は、平成 31 年 1 月に郡山市を中心とする「こおりやま広域連携中枢都市圏」が発足し、17 市町村がお互いの強みを生かしながら「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進しています。

(2) その対策

① 移住・定住

本市の地域創生総合戦略に基づく事業（市

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	人	%	人	%	
	59,186	38,503	△11.0	35,169	△8.7	
0歳～14歳	23,372	4,279	△31.1	3,630	△15.2	
15歳～64歳	31,796	22,033	△13.6	18,906	△14.2	
うち15歳～29歳						
(a)	11,966	4,874	△27.4	3,922	△19.5	
65歳以上						
(b)	4,018	11,907	3.2	12,633	6.1	
(a)/総数 若年者比率	%	%	-	%	-	
	20.2	12.7		11.2		
(b)/総数 高齢者比率	%	%	-	%	-	
	7.0	30.9		35.9		

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

上記方針は、本計画の基本目標に掲げる「6. 行財政改革の推進」における施策「既存公共施設の利用状況や必要性の精査を行い、財政状況や市民のニーズに応じた統廃合や用途変更などを進める」と適合します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住

しかしながら、令和元年は 356 人、令和 2 年は 240 人の転出超過となり、今後この地域創生総合戦略の着実な実行が必要であるとともに、ポストコロナを見据えた新しい生活・働き方など、社会のニーズ及び潮流を的確に捉えた対策が重要となります。

② 地域間交流の促進

近隣地域との交流は、平成 31 年 1 月に郡山市を中心とする「こおりやま広域連携中枢都市圏」が発足し、16 市町村がお互いの強みを生かしながら「広め合う、高め合う、助け合う」関係の構築を推進しています。

(2) その対策

① 移住・定住

本市の地域創生総合戦略に基づく事業（市

単独等)を着実に実行するとともに、移住希望者にとって重要となる、仕事や住居等について、民間企業との連携による仕事のマッチングや起業支援、市内に多数存在する空き家等についてのマッチング支援、さらに、これら移住希望者へ総合的に対応する窓口を開設するため、5年間の中期戦略を定め、これに基づいた事業を実施するなど、移住・定住を推進します。

また、(略)。

また、遊休施設を解体した土地の利活用等も含めて都市総合計画整備事業や宅地分譲事業による受け皿を整備し、住みよいまちづくりを推進することで、若年層の移住・定住を促します。

### 3 産業の振興

#### (1)現状の問題点

##### ⑥商業

しかしながら、(略)。

#### (2)その対策

##### ①農業

◆(略)

◆ほ場整備により生産基盤を強化するとともに、地域計画の策定を進め

\_\_\_\_、農地の集積や作業の受託等による経営規模の拡大や生産性の向上、担い手農家を主体とした営農の取り組みを応援します。

◆(略)

◆本市が誇る農畜産物等のブランド化を推進するとともに、エゴマ、さつまいも等、農家の所得向上に結び付く新規作物の導入を進め、6次化商品開発を促進します。

◆(略)

◆農業集落における(略)。また、老朽化している農業集会施設については、解体し、新たな土地の利活用を推進します。

##### ②林業

単独等)を着実に実行するとともに、移住希望者にとって重要となる、仕事や住居等について、民間企業との連携による仕事のマッチングや起業支援、市内に多数存在する空き家等についてのマッチング支援、さらに、これら移住希望者へ総合的に対応する窓口を開設するため、5年間の中期戦略を定め、これに基づいた事業を実施するなど、移住・定住を推進します。

また、(略)。

また、\_\_\_\_\_都市総合計画整備事業や宅地分譲事業による受け皿を整備し、住みよいまちづくりを推進することで、若年層の移住・定住を促します。

### 3 産業の振興

#### (1)現状の問題点

##### ⑥商業

しかしながら、(略)。加えて新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛により、宿泊業・飲食関連サービス業においては深刻な影響を受けています。

#### (2)その対策

##### ①農業

◆(略)

◆ほ場整備により生産基盤を強化するとともに、これを契機として「人・農地プラン」を策定し、

農地の集積や作業の受託等による経営規模の拡大や生産性の向上、担い手農家を主体とした営農の取り組みを応援します。

◆(略)

◆本市が誇る農畜産物等のブランド化を推進するとともに、エゴマ、さつまいも等、農家の所得向上に結び付く新規作物の導入を進めます。

◆(略)

◆農業集落における(略)。

##### ②林業

- ◆(略)
- ◆(略)
- ◆林業活性化のため、林業や木材加工業等における新たな担い手の獲得を目指します。

④企業誘致

磐越自動車道やあぶくま高原道路などの高速交通体系の整備による工業立地可能性の高まりを地域の活性化と雇用機会の創出につなげるため、景気の動向や産業構造の変化を見極めながら田村市産業団地及び現在整備中の\_\_\_\_\_田村市東部産業団地への企業誘致を促進します。

⑦観光・レクリエーション

◆サイン事業

アフターコロナにより\_\_\_\_、今後、増加すると見込まれるインバウンド等への対応として、案内板等の整備を図ります。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 【農業】 【林業】	中山間地域総合整備事業 _____市負担金	県	
(3) 経営近代化施設 【農業】	農産物振興施設整備事業 農産物を加工できる施設 の整備	市	
(4) 地場産業の振興 【加工施設】 【略】	木材加工流通施設等整備事業 製材加工拠点を旨指した 木材加工施設の整備	田村 森林 組合	
(6) 起業の促進	_____田村市エコノミック・ガーデニング事業 (略)	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

②交通

本市の公共交通は、路線バスが計7路線、デマンドタクシーが市内\_\_\_\_\_で運行するほか、スクールバス38台を運行している状況にあります。今後、さらなる少子高齢化及び既存の交通事業者の運転手不足・運転手の高齢化が進行する中、自身で移動することが困難となる市民の移動手段や、生活交通を確保する

- ◆(略)
- ◆(略)

④企業誘致

磐越自動車道やあぶくま高原道路などの高速交通体系の整備による工業立地可能性の高まりを地域の活性化と雇用機会の創出につなげるため、景気の動向や産業構造の変化を見極めながら田村市産業団地及び現在整備中の(仮称)田村市東部産業団地への企業誘致を促進します。

⑦観光・レクリエーション

◆サイン事業

アフターコロナを見据え、今後、増加すると見込まれるインバウンド等への対応として、案内板等の整備を図ります。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 【農業】 【林業】	中山間_____総合整備事業 ほ場整備事業市負担金	県	
(3) 経営近代化施設 【農業】	_____	—	
(4) 地場産業の振興 【加工施設】 【略】	_____	—	
(6) 起業の促進	(仮称)田村市エコノミック・ガーデニング事業 (略)	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

②交通

本市の公共交通は、路線バスが計7路線、デマンドタクシーが市内4区域で運行するほか、スクールバス31台を運行している状況にあります。今後、さらなる少子高齢化\_\_\_\_\_が進行する中、自身で移動することが困難となる市民の移動手段や、生活交通を確保する

ことは必要不可欠です。

また、                                デマンドタクシーや一部地域でのみ運行する民間事業者等による送迎サービス等、一元的かつ効率的な公共交通体系が構築されていない中、  利用者ニーズに沿った公共交通体系の見直しは喫緊の課題です。

(2)その対策

②交通

高齢者などの交通弱者や通学者の利便性向上を図るうえで、利便性と効率性のバランスある幹線バス網の検討や輸送資源の総動員による郊外部の移動手段確保、市街地を循環する新たな公共交通サービスの検討を行います。

また、市民病院の開設や観光施設・景勝地の再開、産業団地の整備など新たなまちづくりに向けた取り組みが進捗しており、令和 3 年度に策定した「田村市地域公共交通計画」に則した、投資効果の高い新たな交通体系の整備を進めます。

6 生活環境の整備

(1)現状と問題点

③廃棄物処理

ごみ処理は、一般廃棄物処理計画に基づき                                実施しています。

(2)その対策

③廃棄物処理

また、(略)。解体により周辺の景観が保たれるとともに、新たな土地の利活用について推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

②高齢者福祉

本市の 65 歳以上の高齢者人口は毎年増加を続け、令和 2 年の高齢化率は 35.9%と市民の 3 人に 1 人が高齢者となっており、高齢者のみ

ことは必要不可欠です。

また、運行形態が異なるデマンドタクシーや一部地域でのみ運行する民間事業者等による送迎サービス等、一元的かつ効率的な公共交通体系が構築されていない中、ポストコロナを含め今後の生活様式や利用者ニーズに沿った公共交通体系の見直しは喫緊の課題です。

(2)その対策

②交通

高齢者などの交通弱者や通学者の利便性向上を図るうえで、利便性と効率性のバランスある幹線バス網の検討や輸送資源の総動員による郊外部の移動手段確保  の検討を行います。

また、市民病院の開設や観光施設・景勝地の再開、産業団地の整備など新たなまちづくりに向けた取り組みが進捗しており、令和 3 年度末に策定する「田村市地域公共交通計画」に則した、投資効果の高い新たな交通体系の整備を進めます。

6 生活環境の整備

(1)現状と問題点

③廃棄物処理

ごみ処理は、一般廃棄物処理計画に基づき田村広域行政組合を中心に実施しています。

(2)その対策

③廃棄物処理

また、(略)。                                

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

②高齢者福祉

本市の 65 歳以上の高齢者人口は毎年増加を続け、令和 2 年の高齢化率は 35.2%と市民の 3 人に 1 人が高齢者となっており、高齢者のみ

の世帯の増加、核家族化や女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化など、高齢者を取り巻く環境が変化しています。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)高齢者福祉施設 【略】 【略】	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

『既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。』

8 医療の確保

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(略)	(略)	(略)	

9 教育の振興

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)集会施設・体育施設等	市内運動場LED化改修事業	市	

の世帯の増加、核家族化や女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化など、高齢者を取り巻く環境が変化しています。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)高齢者福祉施設 【略】 【略】	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

『既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続して\_\_\_必要がある施設については、計画的な修繕・改良による施設の品質の保持や機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図ります。』

8 医療の確保

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(略)	(略)	(略)	

9 教育の振興

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)集会施設・体育施設等	_____	—	



議案第38号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、下記の市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石高司

記

路線番号	路線名	起 点 (番地先)	重要な経過地
		終 点 (番地先)	
船31369	屋頭清水3号線	船引町船引字屋頭清水44-3	
		船引町船引字屋頭清水287-1	



諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月22日 提出

田村市長 白石 高 司

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

富 塚 忠 夫

生年月日

[REDACTED]